

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によつて、適當と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成二十二年一月二十一日から平成二十二年二月十日まで縦覧に供する。

なお、この決定に對して異議がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に、広島県西部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に對する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十一日

広島県西部農林水産事務所長 吉野栄作

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
大崎上島町 別所			
区画整理事業	大崎上島町役場		